

デイサービスセンター 信夫の里
介護予防通所介護・総合事業第一号通所介護
重要事項説明書

令和 6年 6月 1日

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 雄峰福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 福島県福島市仁井田字下川原17番地 |
| (3) 電話番号 | 024-546-2727 |
| (4) FAX番号 | 024-563-6359 |
| (5) 代表者名 | 理事長 栗木 繁 |
| (6) 設立年月日 | 平成18年10月10日 |
| (7) 併設事業 | |

【指定介護老人福祉施設】 事業所番号 0770102861

【短期入所生活介護】 事業所番号 0770102879

【居宅介護支援事業所】 事業所番号 0770102903

【訪問介護】 事業所番号 0770102895

2. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

- 電話 : 024-563-6359 (デイサービス直通)
024-546-2727 (代表)
- 担当 : 大槻 真由美 (生活相談員)
- ※ ご不明な点は、何でもおたずね下さい。

3. デイサービスセンター信夫の里の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	デイサービスセンター信夫の里
所 在 地	福島市仁井田字下川原17番地
介護保険指定番号	介護予防通所介護 (福島県 0770102887) 総合事業第一種通所介護 (福島市 0770102887)
サービスを提供する 対象地域	福島市内 ※送迎につきましてはご相談ください。

(2) 当事業所の設備の概要

定 員	30名
食堂兼機能訓練室	1室 132.98㎡
浴 室	一般浴槽と特殊浴槽があります。
静 養 室	1室

相 談 室	1 室
送 迎 車	6 台

(3) 当事業所の職員体制

	常勤
管 理 者	1 名
生活相談員	1 名
機能訓練指導員	1 名
看 護 師	1 名
介 護 員	4 名
運 転 手	3 名

(4) 営業日および営業時間

営業時間	8 時 0 0 分 ～ 1 8 時 0 0 分
営業日	月曜日～土曜日（祝日含む）
休業日	日曜日 12月31日・1月1日・2日・3日 ※ その他事業所が取り決める休業日については、 その都度ご連絡致します。

(5) サービス提供時間

9時30分から16時45分

4. サービス内容

① 送迎

送迎車にて自宅まで送り迎え致します。（リフト付き車なので、車椅子の方も安心してご利用いただけます。）

但し、座席やご利用方面の都合で施設の対応が困難な場合、家族送迎をお願いする事がございます。送迎の範囲として、施設から半径10k圏内、片道30分以内とさせていただきます。また、多人数の送迎の為、乗車時間の短縮等の関係上、ご協力をお願いすることもございます。

※ 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。

（ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスの変更、中止する事があります）

② 食事

各個人の嚥下状態等に合わせた食事、介助を提供致します。

③ 入浴

一般浴槽、特殊浴槽（専用の車椅子に座り入浴します）にて対応致します。洗体、洗髪も必要に応じて介助致します。

④ 集団体操

看護師または機能訓練指導員により集団体操を行います

⑤ 生活相談

生活相談員を中心に、生活上お困りの事柄に対して地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者と連携し相談に応じます。

5. 利用料金

(1) 利用料金

- ① 介護予防・総合事業通所介護利用料
料金は、利用料金表の通りとなっています。
- ② 昼食代・おやつ代
料金は、利用料金表の通りとなっています。
- ※ ご利用日のサービス提供時間内（9：30～16：45）に体調不良等でお帰りになった場合、その日の昼食代とおやつ代は利用料金のお支払い日に合わせての請求となります。
- ※ ご利用日の当日9時までにお休みの連絡を頂けない場合、昼食代の一部である**食材費**を利用料金のお支払い日と合わせて請求となります。
- ③ サービス提供体制加算
料金は、利用料金表の通りとなっています。
- ④ 介護職員等処遇改善加算
料金は、利用料金表の通りとなっています。
- ⑤ その他の費用（介護保険適用外）
料金は、利用料金表の通りとなっています。
- ※ まだ介護保険認定を受けていない場合や、要支援認定を受けた後に1年以上保険料を滞納している場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。
この場合、事業所はサービス提供証明書を交付致します。介護保険の適用が受けられる状況になりましたら、そのサービス提供証明書を保険者に提出いたしますと払い戻しが受けられます。

（2） 支払い方法

毎月、**10日以降**に前月分の利用請求書をお渡しします。内容をご確認のうえ、請求された日より**14日以内**にお支払い下さい。

お支払いを確認いたしますと、領収書を発行致します。

お支払い方法は、**現金（窓口）**か、**銀行（振込・口座振替）**からお選びいただけます。

銀行振込は、**福島信用金庫 吉井田支店の指定口座**にお振込みいただけます。
<口座番号>

**普通 0238608 （福）雄峰福祉サービスセンター信夫の里
施設長 黒島 武志**

引き落としは、自動払込申込書に記入していただき指定の口座から引き落としさせていただきます。引き落とし日は、毎月27日とさせていただきます。引き落とし日が土・日曜日祝日の場合には、翌金融機関の営業日となります。

6. サービスの利用方法

（1） サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺い致します。
介護予防通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始致します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に地域包括支援センターとご相談下さい。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書または、電話でお申し出下さい。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ お客様がサービスを終了する場合
下記の場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することが出来ます。
 - ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ・ 守秘義務に反した場合
 - ・ お客様ご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ・ 当社が破産した場合
- ④ 当事業所がサービスを終了する場合
下記の場合、施設より文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。
 - ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらずその7日以内に支払わない場合
 - ・ お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
 - ・ お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスを利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ・ お客様やご家族などが当事業所や当事業所サービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- ⑤ 自動終了
以下の場合には双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要支援認定が、要介護非該等（自立）と認定された場合
※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
 - ・ お客様がお亡くなりになった場合

7. 当事業所のデイサービスの特徴等

(1) 事業の目的

当事業所は、適正な運営を確保するために定めたデイサービスセンター信夫の里運営規定を遵守し、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員等の従事者が、要支援状態の高齢者にたいし、適正な指定介護予防通所介護事業を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

事業所の介護予防通所介護従事者は、要支援状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

事業の実施にあたっては、関係地域、地域包括支援センター、保険機関、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) サービス利用契約の継続

利用料金やサービス提供時間の変更等、この重要事項説明書内容に変更がある場合、書面にて通知案内することで、サービス利用契約は自動的に継続されるものとします。但し変更内容に同意できない場合、当管理者に不服申し立ていただき、適切に話し合いが行われた後、再び同意できない場合はサービス利用契約の終了となります。

8. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医救急隊、親族、地域包括支援センター等への連絡を致します。

9. 非常災害対策

- ・ 災害時の対応 ----- 危険と判断した場合、速やかに避難誘導するとともに、各関係機関及び関係者に連絡通報致します。
- ・ 防災設備 ----- スプリンクラー、消火栓、消火器、警報装置、非報システム等を設置しております。
- ・ 防災訓練 ----- 毎月1回実施。
- ・ 防火管理者 ----- 近野 正勝
- ・ 防火責任者 ----- 大槻 真由美

10. 事故発生時の対応について

利用者の事故、容態等に急変、その他緊急事態の生じた場合は、速やかに医師に連絡するなど必要な措置を講ずるとともに、家族等に連絡し事故発生状況及び今後の対応についてご説明致します。また、必要に応じて事故の概要を市町村に報告し、処理結果、事故発生の原因及び再発防止策を策定し、市町村に報告致します。また、事故等が発生した場合には、施設賠償責任保険等により対応させていただきます。

11. サービス内容に対する相談・苦情

① 当事業所ご利用者相談・苦情相談

- ・ 相談窓口
社会福祉法人 雄峰福祉会
デイサービスセンター信夫の里
- ・ 受付担当
生活相談員 大槻 真由美
苦情解決責任者・施設長 黒島 武志
- ・ 電話番号
024-546-6359 (直通)
024-546-2727

② 苦情解決第三者委員

- 八巻 正 電話番号 024-539-5467
- 國井 輝夫 電話番号 024-557-9208

③ その他

当事業所以外に、市の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。
[福島市]

介護保険課 (電話番号 024-525-6587)
[福島県国民健康保険連合会]
介護福祉課 苦情相談窓口 (電話番号 024-528-0040)
<https://www.fukushima-kokuho.jp/ippan/ka-kujyo.html>

- ※ 福祉サービス第三者評価事業について
社会福祉法第78条の規定に基づき、社会福祉事業の経営者の提供するサービスの質を公平中立な第三者機関が客観的・専門的な立場から評価するもので、デイサービス信夫の里は受けておりません。
ただし、対応に関しては併設する特別養護老人ホーム信夫の里において福島県福祉サービス第三者評価を受けております。結果につきましては、福島県福祉監査課ホームページに掲載、施設内に認定証の掲示がなされております。

- ※ 不慮の事故について
信夫の里を利用するにあたり、施設が行っている通常業務内での見守り、受け入れ中での不慮の事故等（転倒などの不測の事故による怪我等・利用者間での障害等・施設物品等の損壊など）が起きた場合について、本人の介護状態、あるいは行動傾向、事故予防策について説明を行い理解して頂き、不慮の事故などに関して、保証人が責任を負う点について、ご了承とご協力をお願いします。

12、 個人情報の利用について

①利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

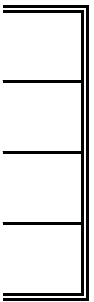
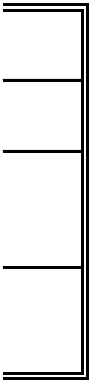
②利用目的

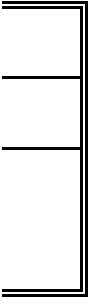
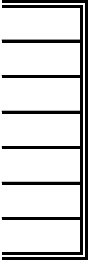
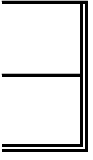
- 1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- 2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- 3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体、他社会福祉団体等との連絡調整のため
- 4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見める必要のある場合
- 5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- 6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- 7) その他サービス提供で必要な場合及び、法人のWebサイトに、日常生活の様をお知らせする目的で、写真等を掲載する場合（掲載については、ご家族の要望で差し替えや掲載を中止できる） <http://sinobunosato-welfare.jp>
- 8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

③使用条件

- 1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外で決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了時においても、第三者に漏らさない。
- 2) 個人情報を使用した会議内容や相手などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

通所介護事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、事項を説明しました。





も

常通

、

況
設
予
事

れる

その

を求

子
等
[p/](#)

て
一ビ

れば

重要な